

第3次南部町総合振興計画策定支援業務 仕様書

1. 業務の名称

第3次南部町総合振興計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、令和10年度を初年度とする「第3次南部町総合振興計画」（以下「第3次振興計画」という。）を策定することを目的とする。

第3次振興計画の策定に当たっては、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展、脱炭素社会への対応など、町を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、町の現状や課題を客観的かつ多角的に分析するとともに、町民、関係団体及び行政が将来像を共有し、持続可能なまちづくりを推進するための指針となる計画を策定する。

また、人口減少の克服と地域活力の維持・向上を図る地方創生の取組を一層推進するため、「第3期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び「人口ビジョン」を第3次振興計画と一体的に策定し、相互の整合性を確保するとともに、実効性の高い計画とする。

このため、豊富な実績と専門的知見を有する事業者から、調査・分析、町民参画、会議運営、計画立案及び編集・デザイン等について総合的な支援を受けながら、本業務を実施するものとする。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月24日（金）までとする。

4. 策定する計画及び計画期間

本業務において策定支援の対象とする計画等は、次のとおりとする。

(1) 第3次南部町総合振興計画

① 基本構想

目指すまちづくりの将来像を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示すものとし、計画期間は令和10年度を初年度として令和19年度を目標年度とする10年間とする。

② 基本計画

基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を各行政分野にわたって体系的に示すものとする。また、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期・後期ごとに見直しを行うこととし、本業務は前期基本計画の策定支援を対象とする。

前期基本計画：令和10年度から令和14年度までの5年間

後期基本計画：令和15年度から令和19年度までの5年間

③ 実施計画

基本計画に掲げる施策を効果的に推進し、事業内容や事業費等を明らかにするため、計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行うローリング方式とする。

(2) 第3期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3次振興計画と一体的に策定するものとし、人口ビジョンを包含した総合戦略として、

人口減少対策、地域経済の活性化等の地方創生に関する基本目標、基本的方向及び具体的施策を定めるものとする。

計画期間は、令和10年度から令和14年度までの5年間とする。

5. 業務内容

本業務の実施に当たっては、受託者は業務全体を統括する責任者を配置するとともに、十分な実施体制を確保し、各業務を有機的に連携させながら円滑に遂行するものとする。

なお、令和9年12月の町議会定例会において計画の報告を行うことを想定しているため、受託者はこれに対応した工程管理を行うものとする。

(1) 基礎調査・現状分析

社会経済情勢や町を取り巻く現状について、最新の統計データ、地域経済分析システム（RESAS、V-RESAS等）及びSWOT分析等を活用し、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方に基づいて多角的な整理・分析を行い、計画策定の基礎資料を作成する。

- ① 人口動態分析（過去の推移、自然増減・社会増減の要因分析）
- ② 地域特性分析
- ③ 財政状況分析（今後の財政見通しへの影響分析）
- ④ 産業・雇用分析（AX・DX、脱炭素、物価・賃金動向、労働力不足への対応等）
- ⑤ 国・県・広域計画との整合整理
- ⑥ 社会潮流分析
- ⑦ SWOT分析等による町の強み・弱み・機会・脅威の整理
- ⑧ 現計画の検証・評価

(2) 町民アンケート調査

18歳以上の町民1,500人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、町に対する現状評価や施策要望等を把握するとともに、今後の施策検討の基礎資料とする。

- ① アンケート原案の作成
- ② オンライン回答フォームの構築
- ③ 調査票の印刷及び返信用封筒の作成
- ④ 調査票等の封入、宛名ラベル貼り付け及び発送
- ⑤ アンケートの回収及びデータ入力
- ⑥ 調査結果の集計及び結果分析
- ⑦ 調査結果報告書の作成
- ⑧ 調査結果の基本構想案及び基本計画案への反映

(3) トップインタビュー

町長へのヒアリングを実施し、町の特性や将来に向けた課題、町が抱える問題点、まちづくりの理念や将来像、次期計画の重点テーマや重点施策、今後の方向性などを把握・整理し、記録として取りまとめるとともに、第3次振興計画及び総合戦略の策定に係る基礎資料とする。

(4) 人口ビジョン改訂支援（※詳細別紙）

国の最新動向を踏まえ、本町の人口ビジョンの改訂に必要な将来人口シミュレーション、要因分析及びバックキャスト（目標とする未来像から逆算して考える手法）視点に基づく専

門的助言を行う。なお、本業務は「(1)基礎調査・現状分析」において収集・整理した各種データを基礎インプットとして有効かつ緊密に連動させて実施すること。

- ① 最新の国の方針等に基づく調査・助言
- ② 将来人口のシミュレーション（2070年展望）
- ③ 人口減少が地域に与える影響の多角的考察
- ④ 経済・雇用と人口動態の因果関係（ロジックモデル）の構築

(5) 会議等の運営支援（それぞれ5回程度を想定）

「総合振興計画審議会」、「総合振興計画策定委員会」並びに「まちづくり委員会委員」及び「総合振興計画策定委員会プロジェクト委員」で構成する5つの専門部会の開催にあたり、会議資料、議事録の作成支援及び必要な運営支援を行う。

(6) 基本構想策定支援

将来人口の推計を踏まえ、基本構想の素案を提案するとともに、原案の作成支援を行う。

- ① 将来像の設定
- ② 基本理念の設定
- ③ 基本目標の設定
- ④ 施策体系の提案

(7) 前期基本計画策定支援

基本構想に基づき、前期基本計画の各施策について次の項目を体系的に整理し、素案を提案するとともに、原案の作成支援を行う。また、地方創生の基本的な考え方を踏まえ、第3次振興計画、総合戦略及び人口ビジョンが相互に整合した一体的な計画となるよう、人口減少対策、地域経済の活性化、A X・D Xの推進、脱炭素社会（G X）への対応等の視点を取り入れた計画構成を提案すること。

- ① 現状と課題（基礎調査、人口ビジョン等を踏まえた地域課題の整理）
- ② 施策の方向性
- ③ 重要業績評価指標（K P I）、成果指標（アウトカム）及び評価指標（アウトプット）の提案
- ④ 関係人口、A X・D X及びG X等の視点に基づく横断的施策の展開

(8) 総合戦略の一体的な策定（※詳細別紙）

第3次振興計画及び人口ビジョンとの整合性を確保するとともに、国の最新動向を踏まえた総合戦略の政策体系及びK P Iを提案すること。

- ① 政策体系の構築
- ② ロジックモデルに基づくK P I設計
- ③ 青森県次期計画等との整合及び修正対応

(9) 成果指標・進行管理手法の構築（※詳細別紙）

第3次振興計画の実効性を高めるため、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、第3次振興計画の進捗管理に必要となる手法について提案すること。

- ① 総合戦略におけるK P Iを活用した進捗管理体制の構築
- ② 基本計画分野における成果指標（アウトカム）等の設定
- ③ P D C Aサイクル及び既存体制と連動した進行管理手法の構築

(10) 基本構想案及び基本計画案についてのパブリックコメント実施支援

- ① パブリックコメント実施のための資料作成
- ② パブリックコメントに寄せられた意見の分類整理
- ③ パブリックコメントに対する回答案の作成
- ④ 基本構想案及び基本計画案への意見の反映

(11) 第3次振興計画の編集・作成支援

第3次振興計画の作成に当たっては、レイアウトを提案するとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真等を活用して編集し、指示のあった段階において最終印刷版案の原稿を作成すること。

誰もが理解しやすく、読みやすいユニバーサルデザインフォント、色使い、図表、イラスト、写真等を活用し、町民が親しみやすく、手に取りやすい構成やデザイン等による計画の作成を提案するとともに、ホームページへの掲載に適したPDFデータを作成すること。

- ① レイアウトの提案
- ② 図表、イラスト、写真等を盛り込んだ編集
- ③ 最終印刷版案の原稿作成

(12) 第3次振興計画概要版の作成支援

- ① レイアウトの提案
- ② 図表、イラスト、写真等を盛り込んだ編集
- ③ 最終印刷版案の原稿作成

6. 成果品

次のものを成果品として電子データで納品すること。なお、成果品については、町の確認及び承認を得た上で納品するものとする。

- (1) 町民アンケート結果報告書（A4版）
- (2) 第3次振興計画（A4版、150頁程度）
- (3) 第3次振興計画概要版（A4版、10頁程度）
- (4) 上記及び分析資料等の電子データ（USBメモリ又はDVD-R等）1式

※第3次振興計画には総合戦略及び人口ビジョンの内容を包含するものとする。

※電子データのファイル形式は、Word、Excel及びPDFとする。

※上記(2)、(3)については、使用した図表・写真データ及びIllustrator、Photoshop等の印刷製本に適した形式も併せて提出するものとし、町が二次利用（加筆、修正、再編集、公開等）できるよう、成果品については、編集可能な形式の電子データを併せて提出するものとする。

7. その他

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、町と必要に応じて打合せを実施し、その都度議事録を作成の上、町へ提出すること。

- (3) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、町に帰属するものとし、成果品に使用する写真、イラスト等について第三者の権利を侵害しないこと。
- (4) 受託者は品質管理体制を整え、成果品について十分に確認を行ったうえで提出することとし、成果品に瑕疵又は不備が認められた場合は、受託者は、町が必要と認める訂正その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令、国の指針、青森県の関連計画等を十分に踏まえるとともに、必要に応じて国及び青森県の最新の政策動向を反映するものとする。
- (7) 本業務において作成する各種分析、指標、政策体系等については、論理性、客観性及び実効性を確保するものとし、特に重要業績評価指標（K P I）については、測定可能かつ検証可能な指標として設定すること。
- (8) 受託者は、町との協議に基づき、計画内容の調整や軽微な修正について柔軟に対応するものとし、これに要する経費は原則として本業務の委託料に含むものとする。
- (9) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、予め町の承認を得た場合はこの限りではない。